

佐世保市過疎地域持続的発展計画 (案)

〔概要説明資料〕

- 1 過疎地域について . . . P1
- 2 過疎計画について . . . P2
- 3 新たな過疎計画の概要について . . . P3～4
- 4 新たな過疎計画（事業一覧） . . . P5～7
- 5 次期計画（案）へのご意見募集 . . . P8

地域未来共創部 地域政策課

1 過疎地域について

【過疎地域の振興法】

過疎地域については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として制定されて以来、現在の令和3年度から10年間の期限とした「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）に至るまで、法に基づく特別措置が講じられています。

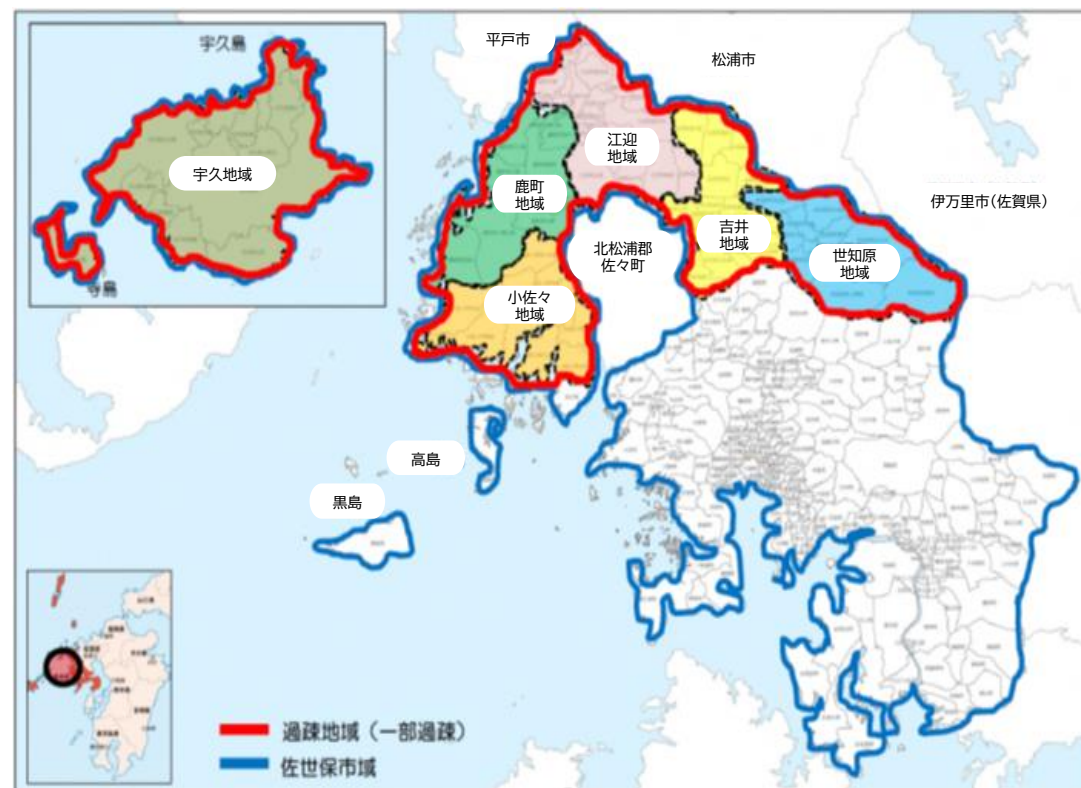
【過疎地域の適用要件】

過疎地域は、市町村の「財政力」や「人口減少率」などにより、原則、市町村単位で指定されます。

ただし、平成の合併前に過疎地域であった市町村は、特例により、合併後も一定の要件を満たす場合、過疎地域に指定されます。

【本市の過疎地域】

吉井、世知原、宇久、小佐々、江迎、鹿町の6地域が、特例による過疎地域となっています。



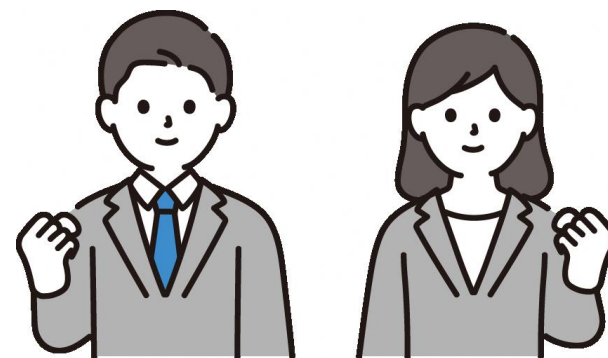
2 過疎計画について

【過疎計画の策定趣旨】

- 過疎法において、過疎地域を有する市町村は、都道府県の過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域の振興施策や事業をまとめた過疎地域持続的発展市町村計画（過疎計画）を定めることができるとされています。
- 過疎計画を策定することで、道路工事や公共施設の整備等の財源とすることができる過疎対策事業債や設備投資に対する固定資産税の課税免除などの国の優遇制度を活用することが可能となります。
- 本市では、国の優遇制度を活用し、円滑に事業を実施するため、令和3年度に「佐世保市過疎地域持続的発展計画」（以下、「計画」という。）を策定しています。

【現計画の主な実績】

- （1）新たな設備投資により、多様な雇用の場の創出や地域経済の活性化が図られました。
- （2）地域代表イベントなどへの支援により地域の賑わい創出と人材育成に貢献しました。
- （3）市道改良や交通不便地区へのデマンドタクシー導入などにより、交通の安全性や利便性が向上しました。



3 新たな過疎計画の概要について（その1）

【新たな計画の策定】

（1）次期計画の策定及び計画期間

本市の計画は、令和7年度末で計画期限を迎えることから、令和8～12年度までを計画期間とする次期計画を策定します。

現過疎法	R3年度からR12年度まで	
過疎計画	【現】R3～7年度	【次期】R8～12年度

（2）基本方針

「第7次佐世保市総合計画後期基本計画」に掲げる基本理念等を基本方針とします。

- 変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「挑戦」します。
- 常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。
- 様々な文化、価値観を互いに尊重し認め合う「多様性」のあるまちをつくります。
- 郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。
- 産業基盤や生活環境の維持向上を図る事業に継続して取り組み、生活核の機能維持・発展を促進します。
- 新たな人材投入や地域住民・団体の自主的なまちづくり活動への支援などを通じて、地域コミュニティを主役とした地域づくりを推進します。

3 新たな過疎計画の概要について（その2）

（3）基本目標

計画全般に関する目標として、人口に関する目標を中心に設定しています。

基本目標		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
●定住人口の維持	過疎地域の人口(人)	22,017	21,730	21,188	20,900	20,649
●移住者の増加	過疎地域への移住者数(人)	20	20	23	23	23
●設備投資	過疎地域の新設や増設の件数(件)	1	1	1	1	4
●雇用	過疎地域の新規雇用者数(人)	5	5	5	5	16

（4）計画の構成

過疎計画は、次の13項目で構成されます。

【項目】	
1 基本的な事項(佐世保市の概要、基本方針、基本目標等)	8 医療の確保
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9 教育の振興
3 産業の振興	10 集落の整備
4 地域における情報化	11 地域文化の振興等
5 交通施設の整備、交通手段の確保	12 再生可能エネルギーの利用の促進
6 生活環境の整備	13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	

4 新たな過疎計画（事業一覧①）

新たな過疎計画に掲載を検討している事業の一覧です。

区分	事業名等	吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町	事業概要
2. 移住・定住 地域間交流 の促進、人 材育成	【ソフト】過疎地域持続的発展特別事業							
	移住定住	U J I ターン推進事業	○	○	○	○	○	生活環境の情報発信など
		若者定住推進事業	○	○	○	○	○	奨学金返還への支援
	地域間交流・人材育成	地域おこし協力隊事業	○	○	○	○	○	地域づくり活動への支援
		宇久地域若者島外交流支援事業			○			高校生の交流活動への支援
		過疎等地域イベント支援事業	○	○			○	地域イベント開催への支援
		過疎等地域振興持続支援事業	○	○	○	○	○	地域づくり基盤整備への支援
3. 産業の振興	その他	宇久高校離島留学支援事業			新			離島留学への支援
	【ソフト】過疎地域持続的発展特別事業							
	第一次産業	世知原じげもん市開催補助金事業		○				農産品PR イベント開催への支援
		茶振興対策事業		○				農産品のPR
		離島輸送コスト支援事業			○			産品の輸送経費への支援
		中山間地域等直接支払制度事業	○	○	○	○	○	中山間地域の営農への支援
		家畜導入促進事業	○	○	○	○	○	畜産業の営農支援
		有害鳥獣対策事業	○	○	○	○	○	有害鳥獣対策への支援
		養殖業育成事業				新	新	水産業への支援（養殖業）
		水産多面的機能発揮対策事業				○	○	水産業への支援（藻場整備）
	商工業・6次産業化	させば産品振興事業	○	○	○	○	○	特産品のPR
	観光	宇久町観光協会補助金事業			○			離島の観光振興への支援
		景観松保全事業（宇久）			○			島の景観保持
		景観松保全事業（冷水岳）			○			公園の景観保持
		観光地域づくり推進事業				新	○	住民主体の地域活動への支援
		観光客誘致促進事業					○	千灯籠まつり開催への支援
		長串山公園ツツジ保全事業					新	公園内のツツジを維持
	企業誘致	企業立地奨励事業	○	○	○	○	○	企業誘致の奨励金
	その他	雇用機会拡充事業			○			離島地域の雇用確保への支援
4. 地域における 情報化								
		掲載事業なし						

4 新たな過疎計画（事業一覧②）

区分	事業名等		吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町	事業概要
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	【ハード】市町村道								
	道路	市道の改良・維持補修 21件	○	○	○	○	○	○	道路の改良
	【ハード】鉄道施設等								
	鉄道施設・鉄道車両	松浦鉄道施設整備事業	○	○		○	○	○	松浦鉄道の施設整備への支援
	【ソフト】過疎地域持続的発展特別事業								
	公共交通	交通不便地区対策事業	○	○	○	○	○	○	地域交通の維持・支援
		地方バス路線維持対策事業	○	○	○	○	○	○	地域交通の維持・支援
6. 生活環境の整備		その他	○	○	○	○	○	○	地域交通の維持・支援
	【ハード】水道施設								
	上水道・簡易水道	水道施設更新事業・老朽化対策事業（上水）	○			○	○		給水環境の維持・更新
		水道施設更新事業・老朽化対策事業（簡易）		○	○	○		○	給水環境の維持・更新
		送水施設整備事業				○			給水体制の安定化
		再構築事業・ダム長寿命化事業						新	給水環境の維持・更新
	【ハード】消防施設								
		消防水利整備事業	○	○	○	○	○	○	安全・安心体制の維持・更新
		消防車両等整備事業	○	○	○	○	○	○	安全・安心体制の維持・更新
		消防団車両等整備事業	○	○	○	○	○	○	安全・安心体制の維持・更新
	【ハード】公営住宅								
		市営住宅（建替2件・外壁等改修10件）	○	○		○	○	○	住環境の維持・更新、効率化
	【ソフト】過疎地域持続的発展特別事業								
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		その他	○	○		○		○	道路周辺の環境美化への支援
		浄化槽設置補助金事業	○	○	○	○	○	○	衛生環境の向上への支援
	【ソフト】過疎地域持続的発展特別事業								
	高齢者・障がい者福祉	敬老特別乗車証交付事業	○	○	○	○	○	○	高齢者の健康増進への支援
		福祉特別乗車証交付事業	○	○	○	○	○	○	障がい者の健康増進への支援
		宇久敬老特別乗車証交付事業			○				高齢者の健康増進への支援
		宇久敬老特別乗船証交付事業			○				高齢者の健康増進への支援
		宇久地区内高齢者等外出支援事業			○				高齢者の健康増進への支援
		宇久地区高齢者通院助成事業			○				高齢者の健康増進への支援
		宇久観光バス乗車回数券交付事業			○				障がい者の健康増進への支援
		宇久福祉特別乗車証交付事業			○				障がい者の健康増進への支援

4 新たな過疎計画（事業一覧③）

区分	事業名等	吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町	事業概要
8. 医療の確保	【ハード】診療施設							
	病院					○		医療体制の維持・更新
	診療所			○				医療体制の維持・更新
9. 教育の振興	【ハード】学校教育関連施設							
	教職員住宅			○				教職員住宅の改修
	その他							学校再編に伴う周辺環境の整備
							新	学校再編に伴う周辺環境の整備
	【ハード】集会施設、体育施設等							
	公民館			新		○		老朽化に伴うコミュニティ施設等の整備
	【ソフト】過疎地域持続的発展特別事業							
	高等教育			○				離島住民の進学への支援
	その他	○						スポーツ振興に係る地域活動への支援
10. 集落の整備	【ソフト】過疎地域持続的発展特別事業							
	集落整備	○	○	○	○	○	○	地域の自主運営への支援
11. 地域文化の振興等	【ソフト】過疎地域持続的発展特別事業							
	地域文化振興	○	○	○	○	○	○	伝統文化活動への支援
		○						教育・集客拠点の維持
12. 再生可能エネルギーの利用の促進								
								掲載事業なし
13. その他								
								掲載事業なし

5 次期計画（案）へのご意見募集

次期計画(案)は、次の期間・場所で閲覧（確認）いただけます。
ご意見は、次の要領でご提出ください。

【実施期間】

令和7年9月1日（月）～令和7年10月3日（金）

【閲覧場所】

- 佐世保市ホームページ（最初の画面の「パブリックコメント」から入ってください）
- 佐世保市役所7階・地域政策課、6階・行政資料閲覧コーナー
- 過疎地域内の支所（吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町）及び宇久行政センター

【提出要領】

- ① 応募フォーム（市ホームページ）
- ② 所定様式にご意見など必要事項をご記入の上、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法により地域政策課へ送付いただくか、閲覧場所の職員に提出ください。

※ 口頭(電話)でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

【提出先・お問い合わせ先】

＜郵送＞ 〒857-8585（住所記入不要）	佐世保市役所地域政策課
＜電話＞ (0956)24-1111（内線2774）	＜FAX＞ (0956)25-9651
＜Eメール＞ tiikis@city.sasebo.lg.jp	